

浜松市放課後児童会選考基準（令和7年度入会Ver）

基礎点①【当該児童】

区分	細目	基礎点	細目	基礎点
学年	1 年	30	4 年	15
	2 年	25	5 年	10
	3 年	20	6 年	5

基礎点②【保護者】

区分		細目	基礎点
就労 ※1	住所地※2外就労※3	就労時間が月 1 5 0 時間以上	10
		就労時間が月 1 2 0 時間以上	9
		就労時間が月 1 0 0 時間以上	7
		就労時間が月 8 0 時間以上	6
		就労時間が月 6 4 時間以上	4
	住所地※2内就労※4	就労時間が月 1 5 0 時間以上	5
		就労時間が月 1 2 0 時間以上	4
		就労時間が月 8 0 時間以上	1
		就労時間が月 6 4 時間以上	0
	障害※5/疾病/入院		保護者自身が 1 か月以上の入院、入院見込み、常時臥床
保護者自身が 1 か月以上の居宅療養（安静を要すると診断された場合、日常生活に支障があり、家庭での児童の対応が困難な場合）			7
保護者自身が 1 か月以上の居宅療養（週 3 日程度の通院加療が必要な場合）			4
要介護※6		保護者自身が要介護の状況	5
家族を常時介護または看護※7		保護者が病気や障害のある家族を常時介護または看護	4
就学		保護者自身が職業訓練学校、専門学校、大学等へ就学	4
その他※8		不慮の事故や災害など運営主体が必要と判断したとき	※8

加算点①【該当するどれかを加算】

区分			細目			加算点
同居等祖父母※9	なし		同居等祖父母がいない場合	学区内祖父母※10	なし	8
					あり	3
	あり① 障害※5/要介護※6/疾病/入院	同居等祖父母自身が障害、要介護、疾病、入院の状況により放課後における当該児童への対応ができない場合			なし	8
					あり	3
	あり② 就労※1/家族を常時介護または看護※7	同居等祖父母自身が就労、病気や障害のある家族を常時介護または看護により放課後における当該児童への対応ができない場合			なし	7
					あり	2
	あり①②以外	70歳以上	放課後における当該児童への対応ができる同居等祖父母がおり、70歳以上（該当年度の初日の前日時点）の場合	0		
70歳未満		放課後における当該児童への対応ができる同居等祖父母がおり、70歳未満（該当年度の初日の前日時点）の場合	▲4			

加算点②【該当するものすべてを加算】

区分	細目	加算点
児童が障害者手帳等を所持、または発達支援学級に在籍	1・2年	5
	3・4年	4
	5・6年	1
ひとり親世帯	単独世帯（同居等祖父母※9がいない場合）	5
	単独世帯以外	3
単身赴任	国外に単身赴任している場合	4
	国内に単身赴任している場合	3
学区外就学（留守家庭）	浜松市学区外就学基準の「留守家庭」を理由として許可を受けた1年生	▲4
育児休業後の復職	放課後児童会に在籍した児童が、保護者の育児休業に伴い退会した後、同一年度中に保護者の復職により利用を希望する場合	10
病気療養後の復職	放課後児童会に在籍した児童が、保護者の病気療養等による休職に伴い退会した後、同一年度中に保護者の復職により利用を希望する場合	10
その他	入会申し込み関係書類の内容が、虚偽の記載と確認された場合	▲30

※1就労…月64時間以上であり、児童が1・2年生は午後2時を過ぎる、それ以上の学年は午後3時を過ぎる時間までの労働。
※2住所地…自宅と同居所またはこれに隣接した場所。 ※3住所地外就労…住所地以外で就労している場合。

※4住所地内就労…住所地内で就労している場合。ただし、事務所等が住所地内であっても、業務内容が住所地外の労働を常態としている場合は「住所地外就労」とする。また、農林水産業に就労している場合も同様とする。

※5障害…障害（身体1～3級、精神1～3級、療育手帳A・B）を対象とし、当該児童への対応可否は診断書で判断する。なお、申込児童の障害の等級は問わない。

※6要介護…要介護2～5を対象とする。

※7家族を常時介護または看護…常時介護は、介護認定通知書または介護保険資格者証（要介護2～5）で判断する。常時看護は、診断書で判断する。

※8その他…必要と判断される場合、運営主体は事前に市への確認または協議後、状況に応じた決定を行う。

※9同居等祖父母…児童と同居または同一地番（二世帯住宅含む）に居住している祖父母。

※10学区内祖父母…学区※11内に居住し、就労、疾病等の状況がなく、放課後における当該児童への対応ができる70歳未満（該当年度の初日の前日時点）の祖父母。

※11学区…当該児童が在籍する小学校区とする。ただし、小学校の統廃合等により学区が広域となる場合は「小学校を中心半径4km以内」と読み替える。

（基礎点①）＋（基礎点②）＋（加算点①）＋（加算点②）による合計点数の高い児童から入会が決定

※ 同点の場合は、基礎点①＞基礎点②＞加算点の順に順位をつける。